

収入保険がはじまります！

✓ 新しく導入される収入保険では、
保険料の掛金率は1%程度で、農家ごとの平均収入
の8割以上の収入が確保されます！

(これまでの農業共済は、品目が限定され、価格低下による収入減は対象外でした。)

※掛金率は、現時点の試算です。損害が発生しなかった場合は、翌年の保険料が下がります。

✓ 米、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、
はちみつなど、農産物ならどんな品目でも対象に
なります！

※マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は、対象外です。

✓ 収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でよく、1年の実績があれば加入できます。
新規就農者でも加入することができます。

✓ 収入保険は、平成31年からスタートします。加入条件や補償内容など詳しいことは、

徳島県農業共済組合にお問い合わせください。

☎ 088-622-7731 mail:info@nosai-tokushima.jp



農業 収入保険

検索

公式サイトでは様々な情報を公開中！

農林水産省

収入保険の概要

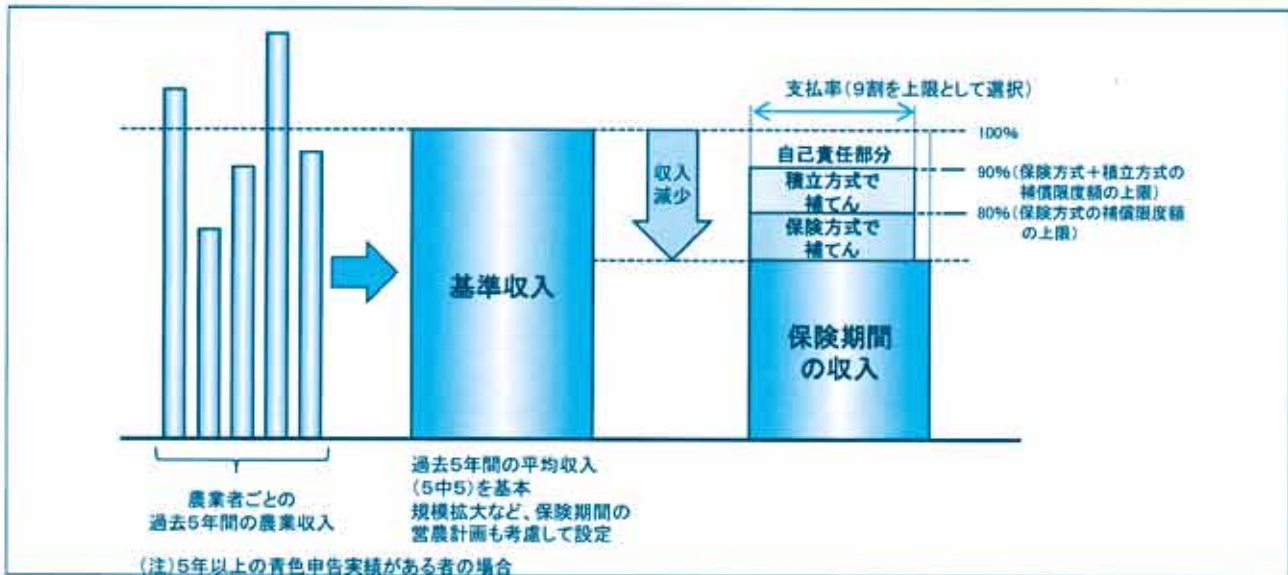
<収入保険の具体的な仕組み>

収入保険は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。
※青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。
※簡易な加工品（精米など）は含まれます。
※一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。
※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。
※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
※補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。
※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとまらない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）
※保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
※積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

<収入保険の補てん方式>



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割＋積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

農業者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円
（掛捨て）
積立金は、22.5万円
（掛捨てではない）
合計 29.7万円

※ 農業者は、保険料、積立金とは別に事務費を支払います。

補てん金額

収入減少の程度 （保険期間の収入）	補てん金の 合計	保険方式 （保険金）	積立方式 （特約補てん金）	補てん金を含めた 保険期間の収入 （対基準収入）
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）
30%（700万円）	180万円	90万円	90万円	880万円（88%）
50%（500万円）	360万円	270万円	90万円	860万円（86%）
100%（0万円）	810万円	720万円	90万円	810万円（81%）